キャッシュカード規定(佐賀西信用組合)

[令和6年10月 改定]

1. (カードの利用)

普通預金 (総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。) について発行したキャッシュカード (以下「カード」といいます。) は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ①当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を 提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金(以下「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- ②当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を 提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自 動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻 しをする場合。
- ③当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- ④その他当組合所定の取引をする場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをするときは、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の 紙幣にかぎります。また、1回あたりの預入れは、当組合または預入提携先所定の 枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に 従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してくださ い。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内(但し、1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内)とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先 所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内 (ただし、1日あたりの振込について当組合が、本人から当組合所定の方法により届 出を受けた場合には、その届出の範囲内)とします。
- (3) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し振込の依頼をする場合に、振込金額と振込手数料金額と第5条第2項に規定する自動機手数料金額との合計額が預金を払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合および預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしでその預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払機提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は振込資金の預金口座からの払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、 その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料 は、当組合から振込提携先に支払います。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、 預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による預入れをする場合には、当組合の所定の入金票にカードの口座番号、 氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。
- (3) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (4) 前項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、 氏名、金額を記入のうえカードとともに提出し当組合所定の手続きに従ってください。
- (5) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で、前項(3)及び(4)によるほか振込依頼書を提出する

ことにより、振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この 取扱いはいたしません。

7. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、通帳記入は、 通帳が当組合の預金機、支払機、および通帳記帳機で使用された場合または当組合本 支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も 同様とします。

8. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

9. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該 払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組 合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、 次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手 数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。
 - ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推 測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、 当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを 得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間 を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息 を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんす るものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合 には、当組合は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合。
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用 人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合。
 - C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について 偽りの説明を行った場合。
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

12. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

13. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機を使用した場合の預入提携先、支払提携先の責任についても同様とします。

14. (解約、カードの利用停止等)

- (1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを 当店に返却して下さい。なお、当組合普通預金規定(無利息型を含みます。)により預 金口座が解約された場合にも、同様に返却して下さい。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合にはその利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却して下さい。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口

において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認で きたときに停止を解除します。

- ① 第15条に定める規定に違反した場合。
- ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合。
- ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合。

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定(無利息型を含みます。)、 総合口座取引規定により取扱います。

17. (規定の変更)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方で周知することにより、変更できるものとします。

以上